

財政健全化比率等の公表について(速報値)

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。この法律は、地方公共団体の財政の健全化に関する指標の公表制度を設け、その比率に応じて財政の健全化及び財政の再生等に必要な行財政の措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

計画策定義務等を含めた全体の法律の施行は平成21年4月からとなっていますが、財政の健全性に関する指標の算定、議会報告及び公表については、平成20年4月から実施しています。

【公表内容】

■健全化判断比率

①実質赤字比率

市町村の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

$$\text{算出基礎} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字比率

全ての会計の赤字・黒字を合算し、市町村全体としての赤字の程度を示す比率です。

$$\text{算出基礎} = \frac{\text{一般会計と公営事業会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率

市町村の借入金(起債等)の返済分などの大きさを指標化し、財政負担を見るための比率です。

$$\text{算出基礎} = \frac{\text{地方債の元利償還金等} - \text{交付税算入額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}}$$

④将来負担比率

市町村の借入金(起債等)や将来支払いが見込まれる負債分を指標化し、将来の負担を示す比率です。

$$\text{算出基礎} = \frac{\text{一般会計等の将来負担額} - \text{充当可能額}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入額}}$$

■資金不足比率

公営企業の事業規模に対する資金の不足額の比率を示し、経営状況を把握するものです。

$$\text{算出基礎} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

健全化判断比率のうちひとつでも早期健全化基準以上となった場合は、財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定める必要があります。

平成20年度決算に基づき算定された佐々町の「健全化判断比率」及び「資金不足比率」は、下表のとおりとなっています。

■健全化判断比率 (%)			
指 標	佐々町	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	— (△6.78)	15.0	20.0
②連結実質赤字比率	— (△30.51)	20.0	40.0
③実質公債費比率	11.8	25.0	35.0
④将来負担比率	— (△23.0)	350.0	

※赤字でない場合は「—」で表示されます。

■資金不足比率 (%)		
会 計 の 名 称	佐々町	経営健全化基準
佐々町公共下水道事業特別会計	—	20.0
佐々町農業集落排水事業特別会計	—	
佐々町水道事業会計	—	

※赤字でない場合は「—」で表示されます。

☆平成20年度決算における佐々町の比率は、すべて健全段階の基準内です。

☆今後も引き続き健全な財政運営に努めます。